

平成17年度日本学術振興会特別研究員に採用が
内定している方へ

日本学術振興会の特別研究員に採用（内定）されますと、日本学生支援機構の奨学金の支給を受けている者（今年度満期予定者は除く）は、平成17年3月末をもって辞退しなければなりません。

このことは、平成16年度からの大学院第一種奨学生採用者で、本年度中に貸与期間が終了する者に係る特に優れた業績による返還免除申請資格の基準として、特に必要な手続きとなります。

「異動願（届）」用紙を学生部厚生課奨学第二係（安田講堂1階学生部センター）の窓口で請求し、作成の上、1月28日（金）までに同係へ提出してください。

〔※補欠者は、2月に採用が決まり次第速やかに、「異動願（届）」を提出してください。〕

なお、奨学金を辞退したことを証明するものを、日本学術振興会へ提出することになります。予め、公印（研究科（学府・教育部）長印）が押印された「異動願（届）」を複写しておき、それを使用してください。

平成17年1月13日
学生部厚生課